

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

❖ 6 実現化方策（まちの将来像の実現に向けた推進方策）

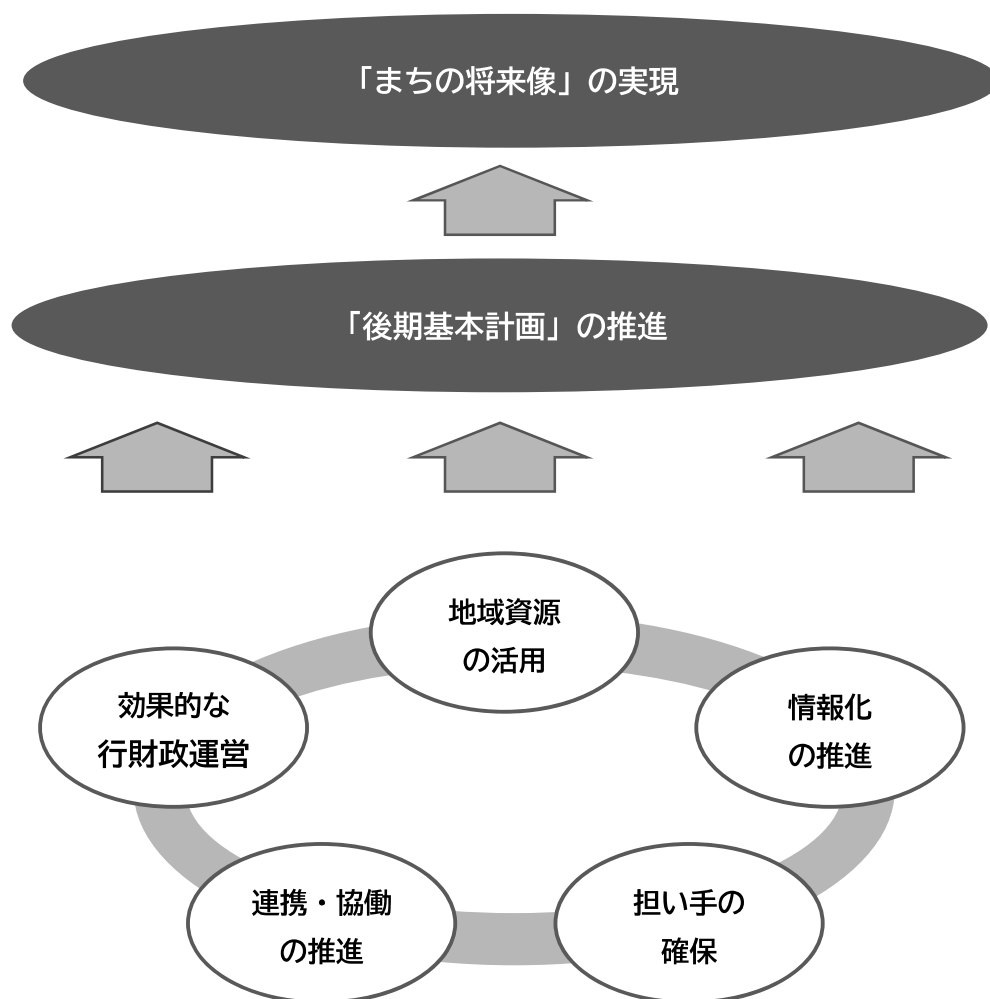
まちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を実現するためには、地域資源の有効活用、担い手の確保、町民や事業者と連携を図りながら、後期基本計画の「重点プロジェクト」や「部門別計画」を推進していく必要があります。

後期基本計画では、まちの将来像を実現していくための推進方針として、5つの実現化方策を設定します。

【実現化方策】

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1 地域資源の活用 | 2 情報化の推進 | 3 担い手の確保 |
| 4 連携・協働の推進 | 5 効果的な行財政運営 | |

5つの実現化方策は、後期基本計画を推進していくために必要な共通基盤であり、原動力となります。また、実現化方策自体がお互いに連動（ポリシーミックス）することで相乗効果（シナジー）を生み出し、後期基本計画の推進することでまちの将来像の実現をめざします。



1 地域資源の活用

緑濃き高麗山などの丘陵、湘南の輝く海の豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治から昭和にかけて総理大臣経験者8人が居を構えたという風光などの地域資源を最大限に生かし、誰もが郷土への愛着や誇りを持って住み続けるまちづくりを進めます。

(1) 郷土への愛着や誇りの醸成

自然や歴史・文化といった地域資源を大切に守りながら、新たな価値を創出することで、郷土への愛着や誇りが生まれ、大磯ならではの魅力をさらに高めます。

(2) 地域資源の再発見

町内外や世代を超えた様々な人たちが多角的な視点から、大磯が有する「ヒト・コト・モノ」といった多様な地域資源を掘り起こしていきます。

(3) シティプロモーションの推進

地域資源から生み出された価値や魅力を効果的に発信していくことで、認知度の向上や、移住定住を促進し、まちの活力となる「ヒト」が集まるまちをめざします。

2 情報化の推進

町民ニーズを的確に捉えるためには、町民とのコミュニケーションが欠かせません。多様な伝達手段を活用した積極的な情報発信に努め、町民と情報の共有を図るほか、デジタル技術を活用した町民サービスの向上を図ります。

(1) 情報発信の強化

広報おいそや町ホームページだけでなく、SNSなども活用した効果的な情報発信に努めることで、町政への関心や参画意欲を高めることをめざします。

(2) 情報の共有

多様な伝達手段を活用して積極的かつ適切な情報共有を推進し、町民、行政、事業者の連携強化を図ります。

(3) デジタル技術の活用

デジタル技術を活用した地域の課題解決に向けた取組みを進めることで、町民や団体などの活動の広がりへと発展させ、継続的なまちづくりと町民サービスの向上につなげていきます。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

3 担い手の確保

地域の課題解決や未来の地域づくりに向けて、主体的に活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体に対する活動支援や、活動内容に応じた支援や担い手の発掘と育成を図ることで、持続的な発展を促進します。

（１）担い手の発掘と育成

地域の課題解決に向けて、市民活動団体や町民が主体的に活動するための環境を整備するほか、若者の地域活動への参加促進など、新たな担い手の発掘と育成を促進します。

（２）町民意識の醸成

地域活動や町民参画に関する情報を積極的に発信することで、町民が地域の課題を「自分事」として捉え、解決に向けて主体的に行動するよう意識の醸成を図ります。

（３）地域活動の推進

地域活動の成果や経験などを市民活動団体や町民へ共有することで、課題を解決する能力の向上、市民活動団体の認知度や信頼性の向上を促進し、地域活動の推進をめざします。

4 連携・協働の推進

町民、行政、事業者が多様な主体との連携を通じて、町民ニーズを適切に捉えるほか、職員一人ひとりが協働によるまちづくりを推進する意識の向上を図り、地域の課題に対応するための体制を整備します。

（１）町民、事業者との連携と協働

多様な主体が連携することで、それぞれの強みを生かし、弱みを補完し合うような協働によるまちづくりに取り組みます。

（２）町民と行政をつなぐ職員の育成

職員は、町民との対話を積極的に行い、ともに考えることで地域活動に対する理解を深め、地域の一員として活躍できる職員をめざします。

（３）新たな価値観の創出

多様な主体との連携や協働を通じて生まれる関係やネットワークの中から、ウェルビーイング*や、エシカル*といった新しい価値観を創出し、持続可能な社会の実現に向けた取組みにつなげます。

■ 用語解説

ウェルビーイング 身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあること

エシカル 英語で「倫理的な」という意味であり、人や社会、環境に配慮した行動や考え方

5 効果的な行財政運営

人口減少・少子高齢化などに伴い、今後も厳しい財政状況が見込まれるなか、質の高い町民サービスを提供できるよう効果的な行財政運営を図るとともに、町民ニーズや行政課題に適切かつ迅速に対応できる職員の育成に努めます。

(1) 積極的な財源の確保と歳出削減

質の高い町民サービスを提供するとともに、新たな財政需要にも対応するための積極的な財源の確保と経費（歳出）削減に努めます。

(2) 機能的な組織体制の整備

総合計画を効率的に推進するための機能的な組織体制を整備するほか、既存組織の枠にとらわれず、行政課題にスピード感をもって対応できる横断的な体制づくりを推進します。

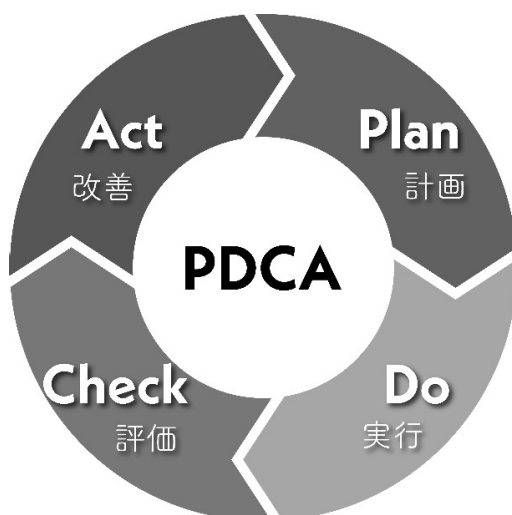
(3) 職員の意識改革

町民感覚やチャレンジ精神を備え、町民ニーズや行政課題に適切かつ迅速に対応できる職員の育成に努めるほか、コンプライアンスの徹底を図ります。

❖ 7 計画の進行管理

総合計画を推進していくためには、各施策に着実に取り組んだうえで、その効果を検証し、目的が達成されるよう改善していく必要があります。

そのため、有識者や公募町民からなる総合計画審議会において、実施計画に位置付ける施策ごとの指標の達成状況や事業の進捗状況の評価を受けるとともに、施策の推進に資する意見をいただき、実施計画を改善、実施していくことでPDCAサイクルを継続的に循環させることにより、総合計画に沿ったまちづくりを着実に進めます。



Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

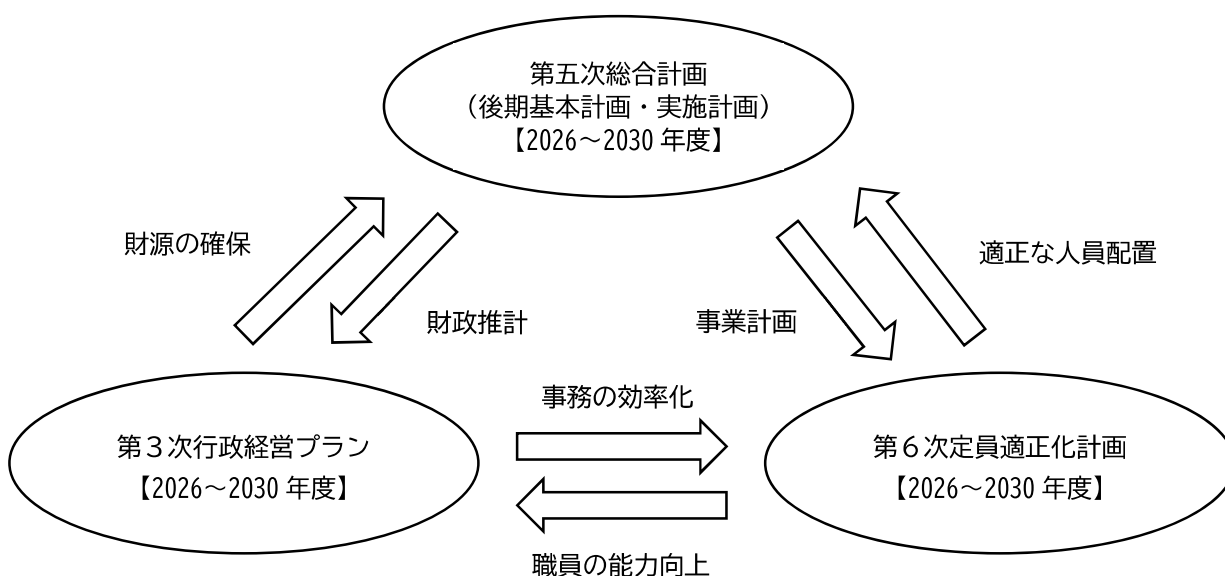
❖ 8 実効性の向上

日本の景気動向は、人口減少・少子高齢化の進行による人口構成の変化により、歳入面では町税収入の減少、歳出面では社会保障関連経費の増加など、今後も厳しい財政状況に置かれることが見込まれています。

本計画期間中においては、現時点で想定する歳出事業費に対して、歳入においては、町税や使用料・手数料といった自主財源はもとより、地方交付税や国県支出金、町債などの依存財源も含め想定できるあらゆる財源を見込んでいますが、毎年財源不足が生じる見通しとなっています。

また、人口構成の変化は経済動向やまちづくりなどにも様々な影響をもたらし、これらの課題に立ち向かうためには、総合計画に基づく各施策を着実に推進していくことが必要です。

「第五次総合計画後期基本計画」においては、計画期間中に見込まれる財源不足の解消をめざす「第3次行政経営プラン」を推進するとともに、「第6次定員適正化計画」の推進により、質の高い行政サービスを効率的・効果的に継続して提供することで、総合計画の実施体制確保に向けた施策を推進し、実効性の向上を図っていきます。



【参考】計画期間中の財政見通し（一般会計）

重点プロジェクトに掲げる「人口減少に歯止めをかける」ためには、本計画に位置づける施策を着実に推進していくことが不可欠であり、計画期間中に見込まれる財源不足を解消しなければなりません。本計画では、この財源不足を財源確保目標額としてとらえ、行政改革の観点から既存事業の見直しなどによる経常経費の削減や受益者負担の適正化、さらには町税の徴収体制の強化などにより財源の確保に努めます。

（単位：千円）

項 目		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
歳入	自主財源	5,908,000	調整中			
	町税	5,061,000				
	使用料・手数料ほか	847,000				
	依存財源	6,763,000				
	地方譲与税ほか	1,076,000				
	地方交付税	1,804,000				
	国・県支出金	2,629,000				
	町債	1,254,000				
	歳入合計	12,617,000				

項 目		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
歳出	義務的経費	6,095,000	調整中			
	人件費	3,111,000				
	扶助費	2,280,000				
	公債費	704,000				
	投資的経費	2,424,000				
	普通建設事業費ほか	2,424,000				
	物件費	2,149,000				
	繰出金	1,791,000				
	その他の経費	1,086,000				
歳出合計		13,545,000				

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
財源確保目標額	874,000				

【歳入】自主財源：自主的に歳入することができる財源

依存財源：国や県などから交付される財源

【歳出】義務的経費：経常的に支出が義務付けられている経費

投資的経費：社会資本整備などの支出効果が長期にわたる経費（総合計画前期基本計画実施計画事業を見込む）

その他の経費：義務的経費、投資的経費、物件費、繰出金以外の経費（補助費等、維持補修費など）

【財源確保目標額】行政改革などの取組みによる歳入確保と歳出削減で確保しなければならない目標額

【推計条件】 ・ 2025 年（令和 7 年）10 月時点で想定できるあらゆる歳入・歳出を見込み、直近の実績及び税制改正等を加味して補正

・ 原則として町負担の発生しない事業は推計には含めない
（国勢調査事業費、国・県選挙費、明治記念大磯邸園整備事業費など）

❖ 1 大磯町第3期人口ビジョン





❖ 2 主な個別計画体系

第五次総合計画（基本構想・前期基本計画）	行財政	Ⅱ14 行政経営プラン（政策課・財政課）
		Ⅱ13 デジタル化推進計画（政策課）
		Ⅱ14 公共施設等総合管理計画（総務課）
	安全・安心	I1 国民保護計画（危機管理課）
		I1 国土強靱化計画（危機管理課）
		I1 地域防災計画（危機管理課）
		I1 Ⅲ20 耐震改修促進計画（都市計画課）
	環境	Ⅲ15, 16, 17 環境基本計画（環境課）
		Ⅲ17, 18 一般廃棄物処理基本計画（環境課）
		Ⅲ18 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（環境課）
		Ⅲ17 公共下水道全体計画（河川・下水道課）
		Ⅲ17 公共下水道事業経営戦略（河川・下水道課）
	都市・交通	I1 Ⅲ19, 20, 21 V28 まちづくり基本計画（都市計画課）
		I3 交通安全計画（町民課）
		Ⅲ15 明治記念大磯邸園基本計画（都市計画課）
	産業	V29 農業振興地域整備計画（産業観光課）
		V29 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（産業観光課）
		Ⅲ15 森林整備計画（産業観光課）
		Ⅲ15 V29 鳥獣被害防止計画（産業観光課）
		V31 大磯らしい潤いづくり計画（産業観光課）
	健康・福祉	I 6, 11 国民健康保険データヘルス計画（スポーツ健康課）
		I 4, 5, 6, 10, 11 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（福祉課）
		I 4, 9 障がい者福祉計画（福祉課）
		I 8, 9, 10 地域福祉計画（福祉課）
		I 4, 6, 7 けんこうプラン大磯（スポーツ健康課）
		I 6 新型インフルエンザ等対策行動計画（スポーツ健康課）
	子育て	I 4 IV22, 24 こども計画（子育て支援課）
	教育	IV23 教育大綱（政策課・学校教育課）
		IV23 学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針（学校教育課）
		I 4 IV23 いじめ防止基本方針（学校教育課）
	学生生涯	I 4, 5 IV24, 25, 26, 27 生涯学習推進計画（生涯学習課）
	横分断野	I 4 IV26 男女共同参画推進プラン（町民課）
		I 6 自殺対策計画（スポーツ健康課）

Ⅱ14	人材育成基本方針（総務課）
Ⅱ14	定員適正化計画（総務課）
Ⅱ14	町税等滞納削減のための行動プラン（税務課）
Ⅱ14	公共施設等第1期個別施設計画（総務課）
Ⅲ15	公園施設長寿命化計画（都市計画課）
V28	橋りょう長寿命化修繕計画（道路課）
V28	道路トンネル長寿命化修繕計画（道路課）
V28	舗装維持管理計画（道路課）
V28	道路照明灯維持管理計画（道路課）
V28	道路構造物長寿命化修繕計画（道路課）

Ⅲ15, 19	緑の基本計画（都市計画課）
Ⅲ15, 21	景観計画（都市計画課）
I 8 Ⅲ20 V28	バリアフリー基本構想（都市計画課）
V28	地域公共交通計画（都市計画課）
Ⅲ20	空家等対策計画（都市計画課）

V29	農業経営基盤の強化に関する計画（地域計画）（産業観光課）
-----	------------------------------

Ⅳ23	わくわくプラン（学校教育課）
-----	----------------

Ⅳ25	図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画（図書館）
-----	------------------------------

※「大磯町」「大磯」等は計画等の名称から省略しています。

❖ 3 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2001年（平成13年）に策定されたMDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。『SDGsがめざす目標と今後町がめざすまちづくりとは方向性を共有するものである』ことから、重点プロジェクト（P19～P29）、部門別計画の各柱（P30～P93）に関連するSDGsの目標を記載しています。

※資料 国際連合広報センター、外務省

1 貧困をなくそう 	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	2 飢餓をゼロに 	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	3 すべての人に健康と福祉を 	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに 	【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう 	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	6 安全な水とトイレを世界中に 	【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	8 働きがいも経済成長も 	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10 人や国の不平等をなくそう 	【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。	11 住み続けられるまちづくりを 	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	12 つくる責任 つかう責任 	【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。
13 気候変動に具体的な対策を 	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14 海の豊かさを守ろう 	【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	15 陸の豊かさを守ろう 	【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16 平和と公正をすべての人に 	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化。		

❖ 4 策定経過

(1) 総合計画審議会

○ 総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	備考
○ 成田 康昭	立教大学	会長
○ 鈴木 祥弘	神奈川大学	
濱谷 海八	大磯町教育委員会	令和6年度
○ トーリー 二葉	大磯町教育委員会	令和6年度～
○ 戸塚 昭雄	大磯町農業委員会	
小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会	令和6年度
○ 菊田 稔	大磯町区長連絡協議会	令和7年度～
鈴木 豊男子	大磯町社会福祉協議会	令和6年度
○ 熊木 博	大磯町社会福祉協議会	令和6年度～
○ 佐藤 一樹	大磯町商工会	
○ 大塚 由美子	大磯町観光協会	
小島 拓	大磯二宮漁業協同組合	令和6年度
○ 高橋 拓郎	大磯二宮漁業協同組合	令和6年度～
土方 正美	大磯町消防団	令和6年度
立石 春奈	大磯町立学校PTA連絡協議会	令和6年度
○ 清水 豊子	大磯町立学校PTA連絡協議会	令和6年度～
○ 池田 伸之	公募町民	
○ 沖山 雅彦	公募町民	令和6年度～
○ 岩田 理	中郡医師会	
小清水 吉宏	中南信用金庫	令和6年度
○ 村山 三波	中南信用金庫	令和6年度～
○ 小澤 香苗	株式会社 タウンニュース社	

※現任の委員は氏名の前に『○』を表示しています。

会長から町長への答申手交
写真

総合計画審議会会長から町長へ答申手交

- 第五次総合計画前期基本計画（素案）答申

答申

(2) 策定の経過

年度	日付	内容	分類
令和6年度	4月10日	第1回政策会議（策定方針の政策決定）	庁内
	5月27日	第1回総合計画策定委員会（策定方針の報告）	庁内
	7月8日	第1回総合計画審議会（策定方針の報告）	審議
	7月18日 ～	町民アンケート調査（対象1,500件、回収471件） 転入者アンケート調査（対象500件、回収198件）	町民
	8月7日	こどもアンケート調査（対象755件、回収361件）	
	7月30日	若手職員との意見交換会（参加者32名）	庁内
	3月27日	第3回総合計画審議会（計画策定の進捗状況の報告、意見聴取）	審議
令和7年度	4月23日	第1回総合計画策定委員会（後期基本計画（骨子案）の報告）	庁内
	5月7日	第3回政策会議（後期基本計画（骨子案）の報告）	庁内
	7月15日	中堅職員との意見交換会①（参加者13名）	庁内
	7月29日	中堅職員との意見交換会②（参加者15名）	庁内
	8月12日	第9回政策会議（計画策定の進捗状況の報告）	庁内
	8月21日	総務建設常任委員会協議会（計画策定の進捗状況の報告）	議会
	9月25日	第1回総合計画審議会（計画策定の進捗状況の報告）	審議
	10月1日	第2回総合計画策定委員会（後期基本計画（素案）の報告）	庁内
	10月14日	第11回政策会議（後期基本計画（素案）の政策決定）	庁内
	10月30日	総務建設常任委員会協議会（後期基本計画（素案）の報告）	議会
	11月〇日	第2回総合計画審議会（後期基本計画（素案）の諮問）	審議

※分類は町民参画を「町民」、議会を「議会」、総合計画審議会を「審議」、庁内会議を「庁内」としています。

策定経過の様子・写真

大磯町第五次総合計画 基本構想・後期基本計画

令和8年3月 デザイン未定稿発行

〒 255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183 TEL 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991

編集 大磯町 政策総務部 政策課

制作 (株)地域計画建築研究所